

○三田市行政改革推進会議規則

平成21年3月26日

規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、三田市附属機関の設置に関する条例(平成21年三田市条例第2号)第5条の規定に基づき三田市行政改革推進会議(以下「推進会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 推進会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 推進会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、推進会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第4条 推進会議の庶務は、行政改革担当課において処理する。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行後及び任期満了後最初に行われる推進会議の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集することができる。